

裁判員経験者の意見交換会議事概要

山形地方裁判所

- 1 日 時 平成29年2月23日（水）午後2時00分から午後4時10分まで
- 2 場 所 山形地方裁判所第1会議室（5階）
- 3 出席者
司会者 寺 澤 真由美（山形地方裁判所刑事部総括判事）
裁判官 林 欣 寛（山形地方裁判所裁判官）
検察官 吉 川 浩 平（山形地方検察庁次席検事）
弁護士 小笠原 信 吾（山形県弁護士会弁護士）
裁判員経験者1番
裁判員経験者2番
裁判員経験者3番
裁判員経験者4番
裁判員経験者5番

【議事概要】

1 自己紹介及び裁判員裁判に参加した全般的な印象等

（司会者）

本日は、お忙しい中、この意見交換会に御出席くださり、ありがとうございます。

私は、司会を務めます裁判官の寺澤と申します。

さて、裁判員制度が施行されてから7年半が経過し、当庁でもこれまで59件の裁判員裁判が実施されています。裁判終了後の記者会見やアンケートにおいては、裁判員経験者の方から、参加して良かった、貴重な経験であったなどというお声をいただいております。概ね順調に運用されているものと考えております。

一方、最高裁判所が行った裁判員制度の運用に関する意識調査によれば、国民の皆さんの多くが裁判員裁判への参加を消極的に感じている状況にあります。

そこで、本日御出席の裁判員経験者の皆様には、国民の皆さんが安心して裁判に参加できるよう、より良い裁判員裁判の実現に向けて、率直な意見等をいただければ幸いです。本日はどうぞよろしく申し上げます。

（裁判官）

山形地方裁判所刑事部の裁判官の林です。本日は経験者の皆様の忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたしま

す。

(検察官)

山形地方検察庁次席検事の吉川と申します。皆様の御意見をお伺いできる貴重な機会に参加させていただきありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

(弁護士)

山形県弁護士会の小笠原と申します。弁護士会においては刑事弁護の担当委員会の副委員長を務めております。本日は裁判員経験者の御意見を持ち帰りまして、今まで以上の弁護活動をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(司会者)

続きまして、私の方から裁判員経験者の方に担当していただいた事件の御紹介をさせていただいた後、裁判員として経験された感想について、簡単にお伺いしたいと思います。では、まず1番の方の事件ですが、1番の方が担当された事件は、高速度で車を運転して同乗者らを死傷させたという危険運転致死傷の事案です。これは昨年の事件で、自白事案であり、審理期間としては2日間で5日目に判決をしています。

(裁判員経験者1)

危険運転致死傷で未成年の被告人の裁判ということで、未成年者の未来を考えながら裁判員裁判を行いました。自首に当たるかどうかの判断が難しかったです。

(司会者)

次に2番の方の事件ですが、被告人ら3名が強盗目的でパチンコ仲間の被害者を殺害し、山中に埋めたという強盗殺人、死体遺棄等の事案です。この事件については共謀について争いがありました。審理期間は7日間で11日目に判決をしています。では、2番さん、お願いします。

(裁判員経験者2)

なかなか長い裁判に関わらせていただきまして、また、初めての経験だったということもあり、大変でしたが、その分達成感もありました。共謀共同正犯ということで、関わっている人が多く、頭の整理が大変でした。

(司会者)

次に、3番さん、4番さんの事件は、2番さんの担当した事件の共犯者に関する事件です。この事件についても共謀について争いがありました。審理期間は7日間、11日目に判決をしています。では、3番さん、お願いします。

(裁判員経験者3)

裁判員裁判に初めて参加し、最初は法律知識がなくて大丈夫かなと思いつつ参加

していましたが、裁判長と共に審理、判決へと持っていく、そのプロセスを経験したのと、裁判で得た事実をしっかりと認識した中で、自分の今までの経験の健全な意識の中で意見を述べ、なおかつ、裁判長の強いリーダーシップの下で裁判員同士の連帯感を深め、意識の共有ができ、私としては大変貴重な経験をさせていただきました。

(司会者)

ありがとうございました。4番さん、お願いします。

(裁判員経験者4)

3番の方と同じ裁判に参加させていただきました。3人共犯の中での1人に対しての審理だったので、単独犯の審理とも違って、途中から入って途中から出て行くような、何かしらこれでよかったのかみたいな、自分の中でも疑問点が多々残りました。ただ、周りの人にも言われたのですが、裁判員という希望してもなれない一つのポジションに就けたことは貴重な経験になったから、勉強になったからいいんじゃないの、と慰められたということもありました。審理に関しては、共犯の中で、という扱われ方だったので、単独犯とはケースバイケースで違うんだろうなどは実感として考えました。

(司会者)

4番さんの事件は3人の共犯の中で裁判が2番目で、真ん中だったというのもあつての感想ですね。

(裁判員経験者4)

そうですね。裁判の結果だけはテレビのニュースや新聞等でも拝見していましたが、自分が裁判に加わるとは夢にも思わなかったというのが実際のところでしたので、2人目ということでかなり戸惑いました。共犯者に対しては、「せーの」で全体的に関わったほうがよいのではないかと、自分勝手ではありますが、そのように思いました。

(司会者)

5番さんが担当された事件は、家族と一緒に生活していた自宅に放火して全焼させたという現住建造物放火の事件です。この事件は自白事件です。審理期間は2日間、4日目に判決というものでした。では、5番さん、お願いいたします。

(裁判員経験者5)

裁判員裁判制度が始まったことには関心を持っていました。自分が選ばれるのは一生にあるかないかと考えていた中で選ばれて、実際審理に入って、与えられた証拠をその審理の中で判断をすると、人が人を裁くという判断をするのは非常に難しいと感

じました。実際、今回は量刑だけの争いだったのですが、この人はどうなのかとずっと悩み続けました。実際の量刑自体にはそんなに異論はなかったのですが、終わった後、しばらくもやもやしていて、本当に終わったのか、自分の中で「すとん」と腑に落ちず、1週間か2週間、仕事が終わった後にも考えたりしていました。そのような状況の中で腑に落ちる点が出てきて納得したという状況です。裁判員裁判ができた背景としては、法律は判例の積み重ねだと思いますが、判例は時代によって一般の人の考える感覚を取り入れるという意味では良かったのではないかという感じはしています。

2 審理についての感想・意見

(1) 冒頭陳述について

(司会者)

それでは、審理の段階に分けて感想や御意見などを伺っていきたいと思います。まず、冒頭陳述についてです。冒頭陳述につきましては、検察官、弁護人ともに、自分たちの主張したい点は何か、そのためにはどういう立証活動を行っていく予定かなどといったことを、審理の最初に裁判員や裁判官に理解してもらうために様々な工夫をされていると聞いております。では、ここでアピールも含めて、検察官、弁護人から直接、どういう工夫をしているかという点について補足があれば伺いたいと思います。では、検察官からお願いいたします。

(検察官)

検察官の冒頭陳述といいますのは、立証責任を負っている検察官が、これからこのような事実関係を証拠によって証明して参ります、ということを最初に予告するものです。ですので、全体として分かりやすさに留意して、例えば、裁判員の方が聞きながら疑問に思ったところで思考が引っかけたりして、全体として冒頭陳述の内容が十分に分からなかったなどということがないように、冒頭陳述メモを作っているつもりです。それから、争点がある事案では、情報量が多めの冒頭陳述メモを作っておりますが、その情報量が適切だったかを含めて、メモの分かりやすさについての御意見をお聞かせいただければと思います。

(弁護士)

それでは、弁護人の立場から述べさせていただきます。まず、弁護人は立証責任がありません。検察官の主張立証に対してここがおかしい、ここは違うんじゃないかということを弁護人の視点から述べていきます。検察官のような見方もありますが、弁護人の見方を示すのが私たちの冒頭陳述となります。そのために何をするか

という、事案によっていろいろあります。最初に、こういう事実があるから、こういう証拠があるからここが争点だよというのを示す、そのための形としてはいろいろな形があります。今、ここに5人の経験者がいらっしゃいますが、それぞれ見ている冒頭陳述の形は異なると思います。時には一分、二分で終わるような簡単なものもあれば、時には検察官と同じような形のときもある。私たちの目的としては、争点を認識してもらうことができれば成功と考えています。

(司会者)

1番さんにお伺いしたいと思います。1番さんの担当された事案は自白事件ということもありまして、検察官冒頭陳述、あるいは弁護人冒頭陳述はいずれも1枚でしたが、それぞれの冒頭陳述を聞いて、その場で理解はできましたでしょうか。

(裁判員経験者1)

そんなに難しい事案ではなかったこともあり、検察官の冒頭陳述も弁護人の冒頭陳述も内容的にどちらも難しくなく、分かりやすいものでした。弁護人は、検察官とは正反対の意見を出されて来たなというところがあったと思います。

(司会者)

2番さん、3番さん、4番さんの担当されたのは争いのある事件であり、2番さんの事件は事実が3つ、3番、4番さんの事件は事実が2つでした。なおかつ共謀が争点でもありました。冒頭陳述をお聞きになって内容を理解できたか、また、情報量がどうだったかという点で感想をいただければと思います。2番さんいかがでしょうか。

(裁判員経験者2)

個人的には資料のパワーポイントを使った説明も分かりやすく、情報量がたくさんあったわりには理解ができました。ただ、その後にはほかの裁判員の方と話した際には、理解しきれていない方もいたように感じました。御説明の内容の仕方は、ばっちりというかすごく分かりやすいものなんだろうと思ったのですが、一気に入ってくると情報量としては多いのかなというのを感じました。

(司会者)

争いある事件ではあるけれども、もう少し大雑把でも情報量を絞ったほうが理解がより良かったという印象でしょうか。

(裁判員経験者2)

絞るというよりは、いったん短く時間を区切っていただいて、そこまで意識合わせというのではないですが、休憩が入ったりした方が皆さんの理解が進むのかな

と。一気に進んでしまうと、どうしても皆さんの意識が追いつかないというところが出るのかなあという感じがありました。

(司会者)

3番さんはいかがでしょう。

(裁判員経験者3)

逆に私の方は情報量は苦になりませんでした。その理由は、事件の関係が時系列に整理された検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述ももちろんですが、特に検察官の冒頭陳述は時系列で、被告人と証人との関係が系統立てられていて、すごく論理的で分かりやすく、公判前整理手続のおかげでこういう整理がされた冒頭陳述がなされて、大変分かりやすいと、弁護人と検察官の争点を明確に知ることができまして、その後の証拠調べや弁論などの一連のプロセスにおいて分かりやすくて良かったと思います。

(司会者)

4番さんの感想はいかがでしょう。

(裁判員経験者4)

率直なところ、裁判員はど素人集団ですし、ああこうだと比較するものもないので、その場ではこれが冒頭陳述のしかるべき内容なんだろうと思って聞いていましたから、冒頭陳述について特に短い、長いなどを感じることはありませんでした。検察官は最大限の説明、説得をなされたんだろうと、それをいかに受け入れ、聞き取るかというのは我々側の受け止め方、心構えなのだと思います。

(司会者)

何か御質問はありますか。

(弁護士)

4番さんに質問します。4番さんの事件では弁護人の冒頭陳述が長かったと思いますが、その場で耳で聞いて整理できましたか。

(裁判員経験者4)

両者の話を噛み砕く力が、聖徳太子でもないので、徐々にいろいろな証人の話などを聞いていって自分なりに理解していかなくちゃという中で、確かに弁護人の話は長いなどは感じました。ただ、立場上、訴えなければいけないということを話しているのではないかと思ったので、聞く耳を持たなければいけないと思いました。確かに短い方がありがたいかもしれませんが、長短に左右されることなく、話すべきところは話してもらった方が、自分の中での受け止め方も違うのではないかと思います。

ました。

(2) 証拠の取調べについて

ア 証人尋問（被告人質問）によることの分かりやすさ

(司会者)

ありがとうございました。次に証拠調べの進め方について話を進めていきたいと思います。裁判員裁判では、被告人や関係人の話をまとめた供述調書等の書類がある場合でも、まずは法廷で関係人や被告人の話を直接聞いてもらい、その後必要がある場合には更に供述調書等を取り調べるという運用を行っています。この点について、補足して裁判所のほうから説明させていただきたいと思います。林裁判官、お願いします。

(裁判官)

皆さんの事件では、全てにおいて、証人や被告人から話を聞いて進められていたと思います。皆さんがお聞きになった証人や被告人は、裁判の前に警察や検察庁であらかじめ事情聴取や取調べを受けていて、その供述は供述調書という書類にまとめられています。5番さんの事件では、精神鑑定をした医者が証人として出てきたと思います。その医者についても、精神鑑定書という精神鑑定をした結果をまとめた書類があらかじめ作られていました。実は裁判員裁判が始まった当初は、証人として来ていただくのではなく、あらかじめ作った書類を読み上げるということをしてきたこともありました。ただ、裁判員の皆さんからお話を聞くと、評議をしていく中でいろいろ疑問点が出て、あの点については来てもらって直接話を聞きたかったという感想もありました。特に精神鑑定の場合は、医学的な用語などがあり、ただ書類を読み上げるのを聞いても分からないという声が結構ありました。そのため、最近では裁判前に打合せをして、特に重要な方については基本的には法廷で話を聞いて有罪無罪の判断をする、刑を決める、ということをしたら良いのではないかということになりました。そして、皆さんの事件では、証人、被告人の話を直接聞いて、手続を進めていったということになります。

(司会者)

今、林裁判官のお話に出てきましたとおり、5番さんの事件では精神科の医者に直接来ていただいて話を聞いたところですが、5番さんは、そのような話を聞いて、被告人が犯行に至ったいきさつなどについて十分に理解できたかどうか、御感想をお聞かせ願います。

(裁判員経験者5)

先ほど判決が出て悶々としていたとお話ししましたが、それは、動機がどの辺にあるのが自分の中で腑に落ちなかったからだと思います。自殺をしようとして燃やしたというのが、普通は故意なのか、過失の面があり得なくはないのかという点、私の中では、過失だとしたとしても家の中に火を付けるというのは未必の故意に近いということで理解したわけですが、専門的な責任能力の有り無しは一般の人が医者診断書を見ても分かるわけがなく、医者の話を聞いたとしても理解できませんので、そこは専門家の判断を尊重して、高度なところで決めていただいて、その上で裁判員裁判にかけて評議の中で話し合うという方向がよろしいのではないかと考えております。

(司会者)

直接医者の話を聞いて、被告人がどうしてこういう犯行をしようと思ったのかというところは理解できましたか。

(裁判員経験者5)

分かりませんでした。第三者が誰もいない、父と息子しかいないところで、どこら辺に動機があるのかが分からず、悶々としていました。

(司会者)

医者の話は、話として分かったけれども、それと被告人が犯行を決意したことが腑に落ちるところまではいかなかったということですか。

(裁判員経験者5)

責任能力があるということは分かりました。

(司会者)

振り返って、もう少しこういう証拠があったらなどということがありますか。

(裁判員経験者5)

証拠と言われても、残っているものしかないのでしょうし、お互いの証言だけで。一つ気になったのですが、いろいろな証拠を検察官が出してくれるのですが、画面で見せられたり話されたりしているときに大事だと思うものをメモしたりはするものの、後から、もう一度見てみたいということが出てきたことがありました。そういうときに与えられた証拠を見られるようなものを1冊用意してくれたほうが良いのかなとは思いました。最後の方で父親の言葉を読んでもらいましたが、与えられた証拠を再度見ることができるような対応をしていただけると分かりやすいと思います。

(司会者)

書類は、評議の際に必要な応じて確認できるようにしてありましたが、1冊だけではなくという御趣旨ですか。

(裁判員経験者5)

裁判員用に昼休み等に見ることができるようになっていただくと良かったと思います。

(裁判官)

裁判員裁判では、法廷で見たり聞いたりしたことが証拠になるので、後でどうこうするということは想定しておらず、弁護人や検察官が判断に必要なことについて法廷で力を尽くすことになるのですが、5番さんは、法廷ではあまり理解できなかったということになりますか。

(裁判員経験者5)

動機がどこにあるかも含めて、振り返って確認できるもの、法廷で出た証拠については、「うーん」と思ったときに見ることができるよう状態にさせていただきたいということです。

(裁判官)

分かりました。

(司会者)

1番さんは、被告人が未成年ということもあって、話が拙いところもあったかと思いますが、被告人から直接話を聞いた感想はいかがでしたか。

(裁判員経験者1)

あのような場では我々でさえなかなか話せないと思うので、被告人もあのような状況ではなかなか話せないのかと思いますが、今一つ、検察官や弁護人、裁判体からの質問に対しての答えが、もごもごしていて明確ではなかったように感じました。父親の証人尋問も聞き取りづらく、被告人を更生させることについてどう思っているかということをもう少し明確に発言しても良かったのではないかと思います。

(司会者)

この事件では、どうしてスピードを出すことになったかといういきさつや、更生環境がどうかという点について問題となっていました。その点で1番さんの中では、直接聞いたことが役に立ったという面はありましたか。

(裁判員経験者1)

直接聞いたことによって、本当に更生できるのだろうかという不信感を持ちまし

た。スピードを出したことについては、被告人が自発的に出したのかが理解できませんでした。運転する者としては、どのくらいスピードが出たら危ないのかということは分かるので、周りから言われても自分が危ないと思ったら減速すると思います。そういうところが少し分かりづらかった気がします。

イ 証人尋問（被告人質問）自体の分かりやすさ

（司会者）

2番さん、3番さん、4番さんの事件については、共犯者の証人尋問が検察官の質問だけでも2時間に及びましたが、途中で話の内容を追えなくなったり、集中力が切れてしまったりすることはありませんでしたか。

（裁判員経験者2）

特に集中力が切れることはありませんでした。共犯者の証言もあって時間も長く、情報量がだいぶ増えてくるということがありましたので、前に法廷で出てきた証拠と比較して聞いているとどんどん複雑になってきて、そういうところは大変だったと思います。共犯者がいると、情報量が多くてどっちがどっちの名前なのか混乱したところもありましたが、質問があった部分だったり、証人が発言した部分は短く区切られていたので、なんとか付いて行けたというところです。

（裁判員経験者3）

事件から時間が経っている中で、検察官から時系列にまとめられた冒頭陳述がされ、検察官はその冒頭陳述を基に証人尋問をされたので、冒頭陳述と被告人及び証人の証言とをリンクすることができ、次のプロセスに行く上で、検察官の尋問は的確であったと思いました。

（司会者）

冒頭陳述が証人尋問が長かった場合に役に立ったということですか。

（裁判員経験者3）

はい、私の場合はそうでした。

（司会者）

証人尋問に関しては、検察官も弁護人も必要に応じて尋問事項メモを配布することがあり、4番さんの事件でも配布されたと思いますが、尋問事項メモは証言内容を理解する上で役に立ちましたか。

（裁判員経験者4）

大いに役立ちました。1人目の共犯者の判決が終わっていた中での2人目だったので、量刑についても1人目の共犯者のものが参考になっており、中だるみという

ことはありませんでしたし、自分自身の中でいろいろな点で勉強できたと思います。

(弁護士)

供述調書は証拠にありましたか。

(裁判員経験者 5)

ありませんでした。

(司会者)

供述調書がある事件もありました。

(弁護士)

証人だと目の前にいて、顔を見たりもできますが、供述調書はリアリティに欠けるということはありませんか。

(裁判員経験者 5)

裁判は法廷で出された証拠だけで判断するのが基本ですので、調書を読めば人になりが分かることもあるかもしれませんが、それに引っ張られることもあるのではないかと思います。

(裁判員経験者 2)

私はDVDで映像を拝見しました。調書の内容だけでは雰囲気に分からなかったのですが、映像を見てみると、ああこんな感じかというのがあったので、文字表現だと人により捉え方が違う気がします。

(3) 論告・弁論

(司会者)

では、次に論告、弁論についてお話を伺いたと思います。5番さんが担当された事件の論告では、検察官が懲役何年という求刑をするのに際して、同じような特徴を持つ事案の中で、この事件がどのように位置付けられるかという点に言及していたかと思いますが、これについての感想はいかがでしょうか。

(裁判員経験者 5)

罪は罪として罰する必要はありますが、罪を憎んで人を憎まずという言葉もあるとおり、その人の年齢など、更生という点を大きな要素として考えてもらってもいいと思います。判例で何年だから何年と言われても、それは時代で変わってきていいと思いますし、そういった意味で裁判員裁判があると思います。

(司会者)

論告には、検察官が懲役何年という刑を求めることにした具体的理由を書いてい

るのですが、それにより検察官の考え方が分かりやすくなったということはありませんか。

(裁判員経験者 5)

刑が決まっている以上はその範囲で収めるということはあるのでしょから、それはそれで理解しますが、同じことをしたからといって同じ刑にはならないと思います。

(司会者)

それはそのとおりですね。ありがとうございます。一方で、1番さんの事件については、弁護人が弁論の際に、同じような特徴を持つ事案の中で、本件がどのように位置付けられるかを具体的に述べて、弁護人としての刑に関する意見を主張していましたが、それを聞いて、ああ弁護人の考えはこうなのか、だからこういう意見になるのか、といったところでの理解はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者 1)

弁護人の考えは十分に理解できました。ただ、私の心情としては検察官の論告のほうが理路整然としていて、判断する上では要領を得ていて明確でした。弁護人は弁護人で一生懸命やっていたんだと思いますが、少し弱かったと思います。

(司会者)

2番さんの事件では争いがあったこともあり、論告はA3で2枚、弁論はA3で3枚に至っておりましたが、その分量あるいは内容について、もう少し工夫してくれたら良かったというところがあればお話しいただけますでしょうか。

(裁判員経験者 2)

論告はポイントがかなり整理されていて分かりやすく、無駄な情報も余りなく、バランス良くまとめられていました。それと比較して申し訳ないのですが、論告は色分けや図式化されていたりしていたのですが、弁論はかなり文章が多く、強調したい部分が太字にされたりはしていましたが目立たない感じで、読みやすい、読みにくいで言えば、読みにくいということになります。

(検察官)

例えば、自首とか共謀などという法律用語については、私ども検察官としては、最初の段階である冒頭陳述では、皆様が消化不良にならないように抑え気味の分量の情報をお伝えし、その後、評議において裁判官からも説明していただき、最後に私どもが論告をしている段階では、皆様が十分理解していただけているというのが目標なのですが、実際はどうであったか、その辺りの感想をお聞かせいただければ

と思います。

(裁判員候補者 1)

冒頭陳述からの流れという意味では分かりやすかったという気はします。自首などの難しい言葉については、休憩時間などに裁判官から具体的にかみ砕いて説明していただいて、理解しやすかったと思います。他の裁判員とも休憩時間等に話をし、皆で理解しました。

(司会者)

3番さんはいかがでしょう。

(裁判員候補者 3)

冒頭陳述では共同正犯が成立するかという争点につき、どういう判断基準であるかということが明記され、それを論告でも明確にされ、資料も整理や色別がされており、評議のための参考として分かりやすいものでした。

(司会者)

4番さんの感想はいかがでしょう。

(裁判員候補者 4)

検察官の論告については、無駄を感じることはありませんでした。弁護人については、率直な感想としては、弁護人2人のチームワークが取れていないのではと感じることがありました。1人が話した内容をもう1人の人が聞いていなかったのでは、と感じることもありました。また、100パーセント事件とは関係ない例題を挙げてきたりもしていました。私の希望としては、もっと明瞭に分かりやすく、かつ、短縮、簡略したお話をしていただければと思いました。

(裁判員候補者 3)

論告は、要点が色別された資料で理解できましたが、弁論は、原案をただ読んだだけでしたので、検察官のようにもっとポイントをまとめたほうが良いのではと思いました。先ほどお話があったように、弁護人が2人いて、話がだぶったり前後したりと連携が取れていないところが多々ありました。今後の裁判員裁判について、弁論も検察官の論告のように分かりやすくすると、なおより良いものになるのではないかと思います。

3 裁判に参加するに当たっての負担 (参加すること自体、守秘義務など)

(司会者)

では、次の話題に進めて参りたいと思います。我々のほうでは、皆さんが安心して裁判を受けられるように、できるだけ負担が大きくならないような努力をしていると

ころですが、この点について、林裁判官から実情の紹介をお願いします。

(裁判官)

裁判員制度は、刑事裁判に国民の良識を反映することを目的とした制度ですので、できるだけ幅広い方に参加していただきたいと思っており、我々としても裁判員の方に生じるであろう負担を軽減するための努力をしています。本日は、時間の関係で、皆さんの事件で行った3つの点について紹介させていただきます。

まず1つ目は、仕事や家庭の事情があって参加している方が多いと思います。そのため、皆さんが裁判員に選ばれる日と1日目の裁判の日は基本的には別の日にしています。昔は、午前中にくじで選んで午後から裁判をするということをしていました。そうすると、仕事の段取りがとか、家族への連絡がという話があり、負担が大きいという声がありまして、くじで選ぶ日は選ぶ日、裁判の日は裁判の日と分ける扱いとしました。分けてしまうと、その分裁判は長くなってしまいますのですが、このような試みが良かったのかどうか御感想を伺いたいと思います。

2つ目は、1番から4番さんの事件は、被害者が亡くなっている事件でした。どうしても刑事裁判ですと、証拠の中には遺体写真等、心理的負担の大きい証拠が中にはあります。ただ、今回の事件では、全てにおいて遺体写真等の写真について取調べはしませんでした。刑事裁判においては、有罪無罪の判断をしたり、刑をどのくらいにするかについて、必要な証拠を取り調べるわけですが、こういった遺体写真等の証拠については、当然ですが皆さんの不安が大きいと思います。そのため、裁判員裁判を始める前に、裁判官、検察官、弁護士と、本当にその事件で心理的負担の大きい証拠を取り調べる必要があるのかということを含めて、皆さんの事件では取り調べませんでした。あるいは、代替手段ということで、写真そのものではなくイラストで取り調べる形としました。この点についても感想等があれば教えていただきたいと思います。

3つ目は、守秘義務の関係です。アンケートをしますと、守秘義務が不安という感想をいただいています。その不安の背景には、守秘義務の範囲が分かりにくいという意見があったと思います。そのため、皆さんの事件では、その日の審理や最後の評議が終わって解散する直前に、裁判官から、皆さんが見聞きした事件の中で守秘義務の対象はこれこれです、これは守秘義務の対象にはなりませんということを具体的に説明したつもりではありました。この点についても皆さんの感想をお聞きしたいと思います。

(司会者)

林裁判官が説明した点については、全てについて感想をいただく必要はありません。御自分としてはこの点について気になる、ということでお話を伺えればと思います。では、1番さんいかがでしょうか。

(裁判員経験者1)

今、裁判官がお話された3つのうち、特に1つ目について、選任日は、選ばれるかわからないで来て、私などは選ばれないだろうと思って来て選ばれたので、土日を挟んで二、三日あった方が心の準備ができるので、選任日と裁判の日は離れていた方が良いと思います。遺体の写真等については、我々の裁判のときはイラストで見ましたが、それで充分理解できたということがありましたので、改めて遺体の写真を見る必要もないと思います。守秘義務については、その日その日の評議が終わったところで、何が守秘義務に当たるか当たらないかを明確に教えていただきましたので、安心できましたし、今後裁判員になる方も安心するのではないかと思います。

(司会者)

2番さんも感想などがありましたらお願いします。

(裁判員経験者2)

先ほど遺体の写真についての話がありましたが、私も遺体の写真は見ていないのですが、人の命に関わる事件でしたので、いろいろ自分の中でイメージする部分があり、知らず知らずのうちに精神的な負担になっていたようでした。裁判の中で同型の凶器ということで提出された写真があったのですが、私の知っている型の凶器だったこともあって、リアルな物と繋がってしまい、想像ができてしまうので、極力ない方が良いでしょう。

(司会者)

3番さんはいかがですか。

(裁判員経験者3)

証拠については、出せるものは出していただきたいと思います。私も裁判員に選ばれると思っていなかったのですが、心の準備のために選任日と裁判日は離れた方が良いと思います。決まってからの日程も、その日の内容に基づいた日程の割り振りになりますので、集中してやらなければいけない日もありましたが、そんなに苦にならずに参加できました。守秘義務については、裁判官からその都度、評議や審理が終わってから、ここまではいい、ここからはダメです、というのを具体的に教示していただきましたので分かりました。

4 今後裁判員になる方へのメッセージ

(司会者)

今後、裁判員になる方へ経験者の御立場からのメッセージがあればお願いします。
5番さんからお願いします。

(裁判員経験者 5)

今回初めて裁判員に選任されまして、一生に一度しかないことかなと感じています。実際にやらせていただいて、導き方、進め方については良かったと思います。自分の良心や経験を外に出して納得していくのが一番大事だと思います。皆緊張して来るとは思いますし、自分も緊張しました。そんな中であれをこうしろではなく、周りから影響を受けることなく、素のままでやっていただくのが一番だと、そういう意味での裁判員制度ではないかと思っています。

(司会者)

4番さんお願いします。

(裁判員経験者 4)

先ほど、選任されてからスタートまでの日程についての話がありましたが、私としては、1か月前くらいに決めてもらいたいと思います。自分でスケジュールを調整しなければならぬ仕事に携わっており、10月12日に来てください、実際には17日から始まりますよ、という通知が来ましたが、行って選任されなかったら10月後半がまるまる空いてしまいます。選任の方法もよく分からないまま行って、面接して、結局じゃあ来てくださいとなり、どうしようとなり、仕事をそこでストップして後半の予定は全て空白にせざるを得ませんでした。来月何日から来てください、というように1か月くらい余裕があった方がありがたいので、前向きに考えていただきたいと思います。

(司会者)

今後裁判員になる方へのメッセージはありますか。

(裁判員経験者 4)

これを災難と呼ぶか棚ぼたと喜ぶかは皆同じだと思います。今まで悪いことはしていないけれども、その場に出るということに困った、参った、どうしようという気持ちでした。逆に、もしなれるものなら、最初で最後の経験だ、と後押しするという風もあり、躊躇されている人が多い中での選任だという気持ちもありました。初日からやらせていただいて、内心ではど素人にこんなことまでやってられるかよと思ってるのではないかと考えてしまうくらい、裁判官から手取り足取り教えていただけるので、心配なく来てくださいと伝えたいです。また、私は風邪を患い、咳込んでいまし

たが、病院にも行けず、薬だけを飲んで来ている状態で、来てもらわなければ困るんですという状況だったので、健康には気を付けていただきたいと思います。

(司会者)

風邪を引かれているところを御無理をさせてしまい、申し訳ありませんでした。では、3番さん、お願いします。

(裁判員経験者3)

これまではテレビドラマや新聞で見っていたことに身近で関わることになり、裁判官とも初めてやらせていただくことになりました。これまでは裁判官のことを堅い感じに思っていて、我々とは別に食事をするんだろうと思っておりましたが、裁判官も同じ部屋でお話しし、一緒になって食事をする、同じ土壌と言いますか、そういう場を作っていただいたことで、壁がなく、存分に言いたいことを言える雰囲気を作っていただきました。今後裁判員になる方には、難しい法律の知識がなくても審理内容は整理されて分かりやすく、裁判で見聞きした事実だけを基に私はこう考えるということをお述べるだけですので、前向きに考えていただきたいと思います。

(裁判員経験者2)

良い経験をさせていただいたという気持ちが強いので、今後裁判員を経験する機会がある方には経験していただきたいと思っています。私も会社員で、裁判中は毎日自宅に帰る前に会社へ行って仕事をして、という毎日でした。仕事の調整は大変だと思いますが、是非こういう機会を有効に、経験していただきたいと思っています。ただ、裁判員に選任された後、会社側がその社員をどういうふうにするかということが決まっておらず、私が上申して初めて検討することになったということがありましたので、社員が裁判員に選任された場合、その事業者の方には、行って来てください、後はこういう形にしますよ、ということをお提示していただくと選任されても安心して参加する方が増えると思います。

(司会者)

1番さん、お願いします。

(裁判員経験者1)

裁判員は、なりたいたと手を挙げてもなれるものではない中で、自分がたまたまなり、本当に一生に一度というくらいの良い経験でした。これから裁判員になられる方も可能な限りやっただけであればと思います。会社の理解については、私の会社の場合は、こうこうこういう理由で選ばれましたと言ったところ、国民の義務だからと気持ちよく送り出してもらいました。確かに仕事のことは気になりますが、経営者の方からそ

う言ってもらえると来やすいと思います。良い経験という用語弊があるかもしれませんが、なかなかできる経験ではないので、経験してほしいと思います。

5 報道機関からの質問

(NHK山形放送局)

裁判員裁判に参加する前と後では裁判員裁判に対するイメージに変化があったでしょうか。

(裁判員経験者1)

これまでもいろいろな事件があり、新聞、ニュース等で見えていたのですが、裁判員に選ばれるまでは、自分に関心のある事件だけ見ていました。裁判員裁判を経験してからは、新聞等で裁判員裁判のニュースを見ても、どういう裁判がされたのかなと非常に興味を持って見るようになりました。どういう審理が行われ、どういう評議が行われたのかな、こんな形で評議がされて、こんな判決が出たのかなと自分なりに推測できるようになりました。

(裁判員経験者2)

1番さんと同じで、私も選任されるまでは、それほど興味を持っていなかったと言うとおかしいですが、意識をしていなかったのですが、実際裁判員をやってみて、その後は、物事に関する考え方も、言い方はおかしいですが、少し大人になったと感じました。

(裁判員経験者3)

裁判員制度があることは知っていましたが、今回経験してみて、新聞に対しても今までと違った意識で見るようになりました。裁判員裁判を国民の皆さんが一人でも多く経験して、少しでも社会全体の問題点を考え、良い社会に向かっていただければなあということ、裁判員裁判を経験して強く思うようになりました。

(裁判員候補者4)

皆さんと全く同じです。

(裁判員経験者5)

今回、うちの会社では私が初めてでした。そのためにいろいろなことを聞かれました。そういった意味で一つの抑止力的なものになれば、こういうことをすればこういうふうになるんですよということが伝わるのであれば、経験したことを話していきたいと思います。

(NHK山形放送局)

裁判員として参加するに当たって、ストレスに感じたり、難しいと感じたところが

ありましたら、具体的にお聞かせください。

(裁判員経験者 1)

特に選ばれてストレスに感じたことはありませんでした。裁判員裁判ができた趣旨というのは、専門的には裁判官が全てやるんでしょうけれども、一般人として来ている我々の認識の反映がテーマだと思いますので、我々が今まで築いてきた常識的な判断を、裁判員裁判でできたらいいなと思って臨みました。

(裁判員経験者 2)

複雑な事件だったということもありますが、しっかり理解をして臨まなければいけないという部分でプレッシャーのようなものがあり、それがストレスと言えばストレスだったという気はします。だから嫌だったということではなく、やはり大変なところはあつた、と感じたところです。今まで感じたことのないストレスだったというのはありません。

(裁判員経験者 3)

量刑の判断が一番ストレスでした。検察官が論告で言及した事実一つ一つに重みがあり、それを検察官の求刑と照らし合わせて考えたのですが、すごく悩みました。ただ、悩んだと同時に、私が裁判員裁判に参加する前に同じ事件の共犯者が求刑されたという前例がありましたので、少しは肩の荷が下りたような判断をすることができました。

(裁判員経験者 4)

裁判は長丁場で、自分自身の体調が良くなかったというのもあり、健康の心配が第一にありました。全日、無遅刻無欠勤でこちらに通えるかという不安から始まりました。法廷から何から全てが初めてでしたので、今までは法廷の場面をテレビやドラマで見ている、傍聴席にも座ったことがなかった状態で裁判員になったものですから、毎日、何とも言い難い緊張感と不安がありました。初めて見聞きした喜びという語弊があると思いますが、いろいろな意味で貴重な体験だったというのが、私の終えてみての感想です。

(裁判員経験者 5)

人が人を裁くというのは、大変厳しく難しいものだとすることを改めて感じました。それがストレスというとおかしいですけど、そういった感想です。

(NHK山形放送局)

裁判員として参加するに当たって、市民として必要なものは何でしょうか。また、裁判所や裁判官に、今、市民としてどういうものを求めたいと思っていますか。

(裁判員経験者 1)

市民として必要なものとしては、普通に生活している人の常識ではないかと思えます。私たちは生活している中で、良いものは良い、悪いものは悪い、という判断の中で生きていくと思うのですが、そういった判断が裁判にも求められているのではないかと思えます。高度な法律的な知識を持っているわけではないので、そのようなことは裁判官から教えていただきながら判断すれば良いのかなと思えます。裁判官については、裁判員裁判の中でいろいろと教えていただきましたので、今のままで十分かと思えます。

(裁判員経験者 2)

自分の価値基準だけではなく、証人なり、被告人なり、いろいろな方々の価値基準があるという認識を普段から持っていた方が分かりやすいと、自分の価値基準だけで考える利己的な方だと若干分かりにくいというのはあると思えますが、取り立てて準備は必要ないと思えます。逆に、構えている人は構えないほうが良いと思えます。

(裁判員経験者 3)

余り構えなくても裁判員裁判に参加できるんだと。我々一般の者が裁判に関わるために、事前に公判前整理手続を踏んでいるので、実際に飛び込んで、人生経験も人それぞれで、考えもそれぞれですが、裁判員裁判では自分はこう思うという考えを伝えることが出来ますので、そういう意味で私も経験させていただきました。

(裁判員経験者 4)

8年前に始まった裁判員制度を、広く皆が自分に置き換えて考えなければいけないのではないかと感じました。みんな聞く耳持とうよと、自分の好きか嫌いか、希望するかしないかを抜きにして、裁判員になったからにはもっともってそれぞれの裁判員が深くいろいろなことを考えなければいけないのではないかと、自分のことを棚に上げてそういうこともできないのですが、そういう姿勢や取組方を考えさせられました。

(裁判員経験者 5)

裁判員の選任自体がアトランダムで意図的なものが何もないので、一般市民のこういう考え方もあるのかとか、そういったものを裁判官に考えていただける場にするのであれば、この制度自体は良い制度だと思います。

(朝日新聞)

昨年5月に福岡地裁小倉支部で、裁判員が「お前のこと覚えてるぞ」と傍聴人から脅迫されたという事件がありましたが、そういった事件があったことで、裁判員をさ

れて怖さを感じたことはあったでしょうか。

(裁判員経験者 1)

私の場合は、その事件が起きる前の去年の3月の裁判員でしたので、そういうことは全くなかったのですが、自分が裁判員を経験した後でそういう事件が起きたのを聞くと、怖いなという感じはしました。行き帰りは裁判所の方できちんと身辺警護をやってもらったほうがいいかなとは後で新聞を見て思いました。

(裁判員経験者 2)

直接怖さということではないのですが、頭の中にはありました。その日のスケジュールが終わって外に出たときに、見たことのない方が車の中だけで、あ、ちょっとどこの人かな、みたいなの、報道関係の方だったのですが。ただ、そういうことがニュースになっていたのも、逆に安心なところも実はあって、周りの人がしっかりできたのかなという気はします。

(裁判員経験者 3)

裁判員になって初めて事件の内容を知らされて、以前にテレビ等を見た事件内容がちらっとよみがえって少し不安になりました。しかし、不安になってもどうすることもできないですし、選ばれて、裁判員裁判も進行してますし、ただ、実際にやってみると、最初は不安もありましたが、検察官の起訴に基づいた冒頭陳述や論告がかなり前の事件であるにも関わらず、時系列で紐を解くように分かりやすかったため、そのような事実を基にして不安が和らいで、参加することができました。

(裁判員経験者 4)

逆にメディアさんをお願いしたいのですが、裁判員をどうこうしたからといって、採決が左右されることは全くないということをメディアさんに報道していただければ、裁判員に選任されてどうしようと不安を抱いている方がいたとしたら、効果があると思います。裁判員を脅すこと自体、無意味だということを強調していただけたら良いかなと思います。

(裁判員経験者 5)

身元が分かるわけでもないし、自分がどういう判断をしたのか、評決をしたのかを知る由もないわけですし、そういったものがされている状況ですので、危ないとは思いませんでした。

(山形新聞)

昨年山形地裁管内で、法廷内で被告人が証人に襲い掛かるという事件がありました。裁判員の方々には法廷に入るのが初めてだという方もいらっしゃったと思います。

し、被告人と向き合っ直接質問された方もいらっしやったと思いますが、法廷内の安全で不安に思ったことがあれば教えていただければと思います。

(裁判員経験者 1)

特にはありません。初めて裁判員の法廷に入りましたが、裁判員の椅子はずいぶん高いですし、周りに裁判官とか、何人もいらっしやるので不安はありませんでした。

(裁判員経験者 2)

同じです。

(裁判員経験者 3)

裁判官も一緒という安堵感があることも裁判員裁判だと思います。事実を知る上で自分が聞きたいことを裁判官と確認しながら法廷で被告人に直に質問できたので、不安なく法廷に臨むことができました。

(裁判員経験者 4)

あの事件のときは、被告人と証人との距離が余りに近かったと思います。我々裁判員は壇の上にありますから、危険を感じることはまずありませんが、あの事件では衝立があるからいいだろうというのは間違っていると感じます。裁判所を批判するのはあれですが、あのやり方自体は問われてしかるべきで、配慮が欠けていたのではないかと思います。裁判の空気と言うんですか、警備の方も2人いましたが、拝見していると「ほわーん」とした中で進むので、もし瞬間的にぱっと動いたときに咄嗟の対応ができるのか、同じことが起きていたらどうだったんだろうと想像すると怖いです。被告人と証人との関係性を重視した場を考えるべきではないかと市民の感覚では思います。

(裁判員経験者 5)

結果論にはなるとは思いますが、より証人と被告人が深い関係であればあるほどそういう配慮が必要だと思います。しかし、通常であれば、きちんと刑務官も付いておりますから、そんなに不安は感じなかったです。

(意見交換会終了)